

生駒市景観計画の変更について

本市の景観行政の経緯について

平成23年1月

景観法に基づく「景観行政団体」となり、奈良県の景観計画の事務を引き継ぐ内容で景観条例を施行

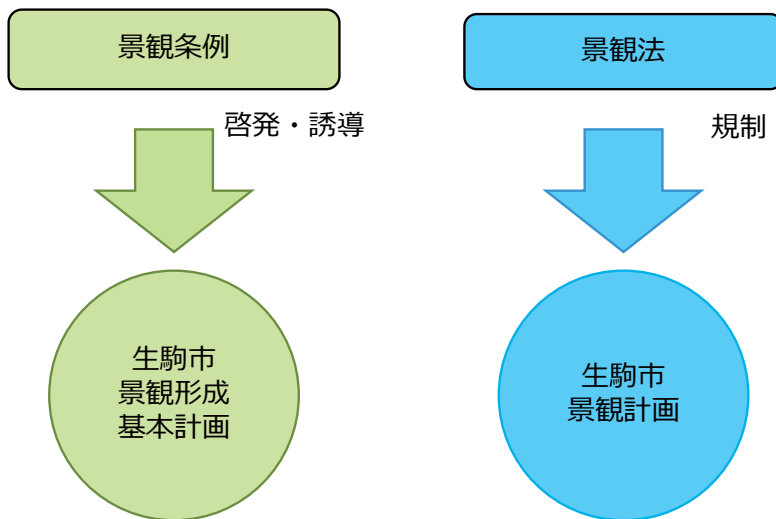
同年 3月

本市独自の景観づくりを行うため、景観法に基づく規制を行う「生駒市景観計画」と良好な景観の形成の推進するため、啓発・誘導を目的とした「生駒市景観形成基本計画」を策定する内容に景観条例を改正

同年 4月

景観法に基づく「生駒市景観計画」を策定
(法第8条、条例第6条)

基本計画と景観計画の役割について



2

景観計画の変更について

○現状の「生駒市景観計画」

景観法で規定を義務付けられている法定事項（主に規制）と、本市の独自の任意事項（主に誘導・啓発）が併記されている。



○「生駒市景観形成基本計画」の策定

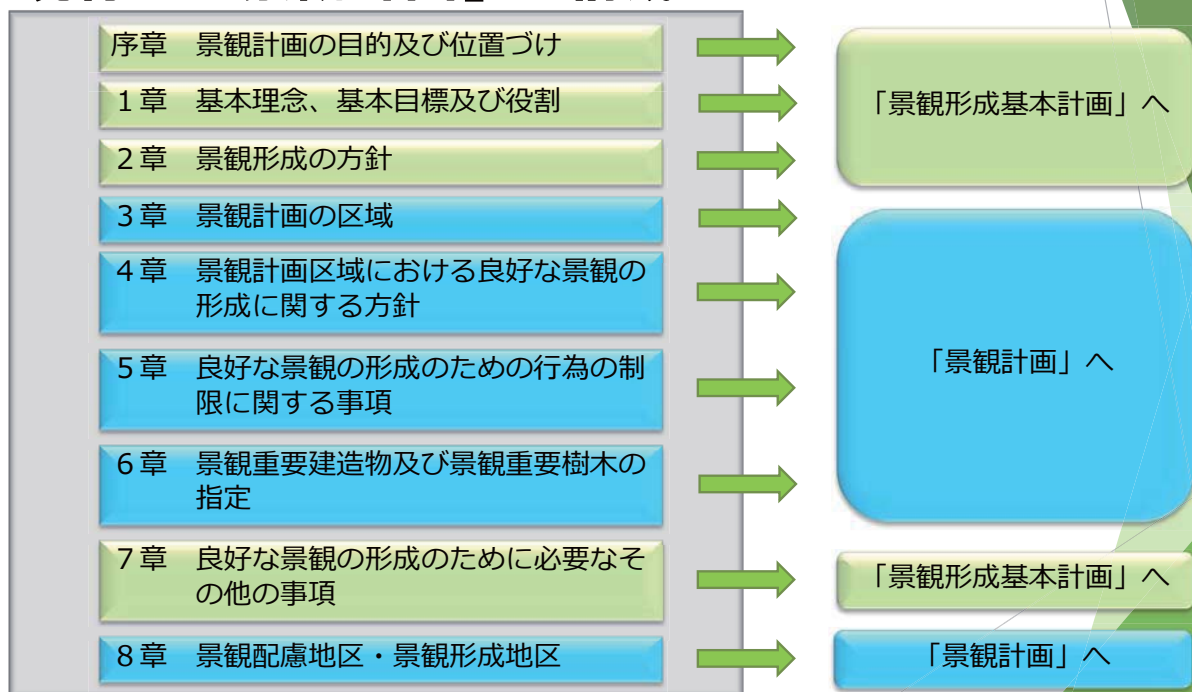
任意事項の内容は、「生駒市景観形成基本計画」で記載する。



「景観計画」は、景観法に基づく規制を行うための法定の必須要件（法第8条）の内容に変更する。

3

現行の「景観計画」の構成



変更後の景観計画の構成について

- 第1章 景観計画の位置付け
- 第2章 景観計画の区域
- 第3章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針
- 第5章 景観の推進に関する事項
- 第6章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

生駒市景観条例第6条
良好な景観の形成を推進するため、景観計画を策定するものとする。

変更後の景観計画の内容について

第1章 景観計画の位置付け

- 主に景観形成に関する規制を示す内容
- 景観形成基本計画の内容も踏まえること

第2章 景観計画の区域

- 景観計画区域の区分（自然・田園・市街地）
- 景観形成地区

第3章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

- 良好な景観の形成に関する4つの方針

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

- 景観法に規定される景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

第5章 景観形成の推進に関する事項

- 景観審議会及び景観アドバイザーの設置

第6章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- 景観計画区域及び景観形成地区ごとの方針、届出対象行為、景観形成の基準、色彩に関する基準

景観形成基本計画の構成について

はじめに わたしたちの暮らしと景観

第1章 景観づくりの理念と姿勢

第2章 生駒らしい景観の特性

第3章 パターンによる生駒らしい景観づくり

第4章 身近なまちの景観づくり

第5章 景観形成の推進施策

生駒市景観条例第5条
総合的かつ先導的な景観まちづくりを推進するため、景観形成基本計画を策定するものとする。

景観形成基本計画の特徴

はじめに わたしたちの暮らしと景観

- 暮らしと景観のつながりや生駒の景観の成り立ち
- 基本計画を策定する意義や景観からまちづくりを考える

第1章 景観づくりの理念と姿勢

- 本計画の位置付けや構成、景観づくりの理念や姿勢

第2章 生駒らしい景観の特性

- 生駒らしい景観の特性を地勢、地域性、暮らしの視点から示します

第3章 パターンによる生駒らしい景観づくり

- 景観の特性から「生駒らしい」と感じられる景観を31のパターンに分類
- パターンを使った景観づくりの方法や組み合わせ方を示します

第4章 身近なまちの景観づくり

- 立場に沿った景観づくりとして、市民・事業者・行政の視点で示します
- まちの特徴に沿った景観づくりとして、住宅地・商業地・集落の視点で示します

第5章 景観形成の推進施策

- 生駒らしい景観づくりを推進するために市が取り組む施策を示します

8

基本計画策定に伴う景観条例の改正について

基本計画の策定に伴い、良好な景観の形成に関する理念が示される。



景観条例に、基本計画の理念を包括する形で追加規定

生駒市景観条例（改正案・抜粋）

（基本理念）

第2条 良好な景観は、地勢、自然、歴史、文化その他地域の特性を理解し、尊重しながら、快適な生活を営むことができるよう市、市民及び事業者が協働して整備、保全及び創出を図り、ひいては将来の世代へ承継していくものであることを旨として、形成されなければならない。

9